

認可後の地縁による団体について

1 認可を受けた地縁による団体の活動等

地縁による団体は、法人格を取得した後においても、住民の自発的な意思に基づく任意団体としての団体自身の性格等は全く変わるものではありません。したがって、法律上も公法人とはされておらず、市との関係などは基本的に変わるものではありません。

地方自治法第 260 条の 2 において、認可を受けた地縁による団体の活動等については、以下の事項が規定されています。

- ① 市町村長の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。【第 260 条の 2 第 6 項】
- ② 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。【第 260 条の 2 第 7 項】
- ③ 民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。【第 260 条の 2 第 8 項】
- ④ 特定の政党のために利用してはならない。【第 260 条の 2 第 9 項】

2 認可を受けた地縁による団体の権利義務

認可後、市長は当該地縁による団体が法人格を取得したことを告示します。

【告示事項】

名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所、裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無、代理人の有無、規約に解散の事由を定めたときは、その事由、認可年月日

認可を受けた地縁による団体は、その目的の範囲内で、権利能力を有することになります。

- ① 団体名義で不動産の登記・登録ができます。
手続きは法務局で行います。このとき登記権利者が添付する書類として、
「加古川市認可地縁団体証明書」が必要です。（市民活動推進課で交付します）
- ② 告示事項に変更があったときは、代表者が届出を行わなければなりません。「告示事項変更届出書（所定様式）及び添付書類」により市民活動推進課へ届出をしてください。
- ③ 規約の変更をする場合は、市長の認可が必要です。
「規約変更認可申請書（所定様式）及び添付書類」により市民活動推進課へ申請手続きをしてください。

なお、認可を受けた地縁による団体が認可要件のいずれかを欠くことになった場合、又は不正な手段により認可を受けたときは、認可を取消すことがあります。

3 認可を受けた地縁による団体の各種税金について

市長の認可を受けた地縁団体は法人格を有するため、市役所・県税事務所にそれぞれ法人設立の届出・申告の提出が必要になります。収益事業※1を行わない場合は、税務署に法人設立の届出・申告の提出が不要な場合がありますので、加古川税務署までお問い合わせください。

減免制度がある場合は、申請が必要ですので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

認可地縁団体の主な税金の取扱いは以下の通りです。（法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、法人化する前と同様に適用されます。）

税の種類		市長の認可を受けた地縁団体		問合せ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割のみ課税 (減免制度あり)	均等割・法人税割の合計 課税 (法人税が課されない場合、 均等割の減免制度あり)	市役所市民税課 TEL427-9161
	固定資産税 (都市計画税)	課 税 集会所など公共のために使用する等 用途により減免制度あり ※2		市役所資産税課 (土地係) TEL427-9166 (家屋係) TEL427-9167
県税	法人県民税	均等割のみ課税 (減免制度あり)	均等割・法人税割の合計 課税	加古川県税事務所 課税第1課 TEL421-9282
	法人事業税	非 課 税	課 税	
	不動産取得税	課 税 集会所など公共のために使用する等 用途により減免制度あり		加古川県税事務所 課税第2課 TEL421-9283
国税	法 人 税	非 課 税	課 税	加古川税務署 TEL421-2951
	消 費 税 (地方消費税含む)	基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合		
	登録免許税 (不動産登記時)	課 税		神戸地方法務局 加古川支局 TEL424-3555

※1 収益事業の例…法人税法施行令第5条に規定する業種。詳しくは加古川税務署に確認してください。

※2 町内会等が使用する物件については、認可地縁団体に関係なく、減免の制度があります。
物件や利用状況に変更がある場合は、市役所資産税課に確認してください。